



各種基金の設立および運用等に関する規程

平成 28 年 1 月 26 日 第 6 回理事会承認

(目的)

第 1 条 本規程は、理事会運営規程（0104）第 8 条（14）に基づき、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）の基金の設立、運用に関し、必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(設立)

第 2 条 本会は、定款第 4 条の事業遂行に有益かつ学会の中立性維持に疑義を生じる恐れがないと理事会が判断した場合には、当該事業に支出目的を限定した基金を設けることができる。

2 基金を設けようとする学会内の組織は、設立趣旨、出資者、募集方法、出資金額、適用事業範囲を明確にした上で、総務財務委員会および理事会の承認を得る。

(使途)

第 3 条 本規程を適用する基金は以下のとおりとし、各基金の使途は、以下に示す定款の事業の実施に限定する。それぞれの基金の運用の詳細については、必要に応じ別途定める。

- ①山田基金（原子力安全研究基金）は、定款第 4 条 2， 4 号の事業
- ②記念事業基金は、定款第 4 条 3， 4 号の事業
- ③30 周年記念国際協力基金は、定款第 4 条 1， 3 号のうち国際協力事業
- ④IT 化促進事業基金は、定款 4 条 1， 4 号の事業
- ⑤学会賞基金は、定款 4 条 5 号の事業
- ⑥フェロー基金は、定款 4 条 1， 5 号の事業
- ⑦日米欧原子力学生国際交流事業基金は、定款 4 条 1， 5 号のうち国際交流事業
- ⑧奨学金基金は、定款 4 条 5 号の事業

2 新たに設置が承認された基金は、第 1 項に追記する。

(構成)

第 4 条 各基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基金とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会において基金に繰り入れることを議決した財産

(管理運用)

第 5 条 各基金は、元本が回収できる見込みが高く、かつ、高い運用益が得られる方法で、固定資産として管理する。

(充当)

第6条 各基金の計画的な取り崩しにより事業の実施に充当するものとし、運用益は基金全額を費消する年度においてその全額を執行する。

2 前項の取り崩し額及び運用益の額は、予算に計上しなければならない。

(処分)

第7条 事業の実施上やむを得ない事由により、予算に計上した計画的な取り崩し額を超えて基金及び運用益の全額または一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(改定)

第8条 本規程の改定は、総務財務委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

附則

1 平成18年3月28日 第479回理事会制定

2 改定履歴

① 平成22年2月18日 第507回理事会承認

本規程は、各基金に関する規程を統合したものである。各基金に関する規程は、以下のとおり定められていた。

1) 山田基金（原子力安全研究基金）は、平成18年7月25日施行

2) 記念事業基金は、平成18年4月1日施行

3) 30周年記念国際協力基金は、平成18年9月25日施行

4) IT化促進事業基金は、平成18年4月1日施行

5) 学会賞基金は、昭和41年11月21日施行

6) フェロー基金は、平成19年9月19日施行

7) 日米欧原子力学生国際交流事業基金は、平成18年7月25日施行

したがって、本規程で定める基金は、一般社団法人法で設けることができると定めている基金には該当せず、返還義務を負うものではない。今後設立する基金においても同趣旨とする。

② 平成28年1月21日 第7回総務財務委員会起案、平成28年1月26日 第6回理事会承認

附則

1 平成22年2月18日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。

2 平成28年1月26日改定の規程は、平成28年4月1日から施行する。